

船舶事故調査報告書

令和6年11月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年4月3日 03時29分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位117°170m付近 (概位 北緯34°28.1′ 東経133°44.1′)
事故の概要	貨物船第2いずみ丸は、西進中、また、引船第十二神峯山丸は、台船神峯7号を横抱きにして北北西進中、第2いずみ丸と神峯7号とが衝突した。
事故調査の経過	令和6年4月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第2いずみ丸、499トン 142665、泉海運株式会社（A社） B 引船 第十二神峯山丸、19トン 273-10153広島、有限会社山上汽船（B社） C 台船 神峯7号、総トン数なし（全長42m） なし、B社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型 甲板員B <sub>1</sub> 、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部外板に擦過傷 B なし C 右舷船首部外板に凹損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直につき、1海里（M）レンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させ、法定灯火を表示して高梁川の泊地に向けて約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により南南東進していた。 船長Aは、右舷船首方にB船及びC船のレーダー映像を認め、針路を西方に向けた後、左舷対左舷で通過しようと思った。 船長Aは、速力を約6knに減速しながら西進中、双眼鏡で前方を確認したところ、船首方約1,000mに、いずれも法定灯火を表示したB船がC船を横抱きにしてえい航（以下「B船引船列」という。）中であることを認めたので、B船の意図を確かめようとVHF無線電

話（以下「VHF」という。）でB船を呼び出したが、応答がなかった。

船長Aは、B船引船列が針路を保持したまま、減速又は停止を繰り返しているように見え、B船引船列がA船に気が付いていないようなので、B船の操舵室付近に向けて探照灯を照射して注意喚起を行った。

船長Aは、B船はA船の存在に気付いていると思い、同じ針路で航行していたところ、B船引船列が低速力でA船の前路に向かって接近してきたので、右舵を取ったものの、A船の左舷中央部とC船の右舷船首部とが衝突した。（図1参照）

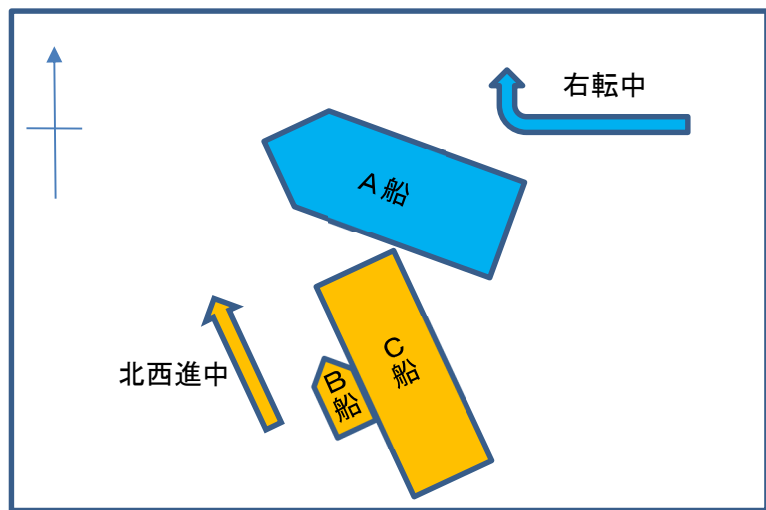


図1 A船とC船の衝突時の状況（イメージ）

船長Aは、VHFで海上保安庁及び水島ポートラジオに本事故発生の通報を行った。

A船は、自力で航行して高梁川の泊地に向かった。

B船は、船長B及び甲板員B<sub>1</sub>ほか1人（以下「甲板員B<sub>2</sub>」という。）が乗り組み、船長Bが操舵スタンドの前に立って操船に当たり、0.5Mレンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させ、B船の船尾部から繰り出したえい航索によってC船をえい航し、玉島9号泊地に向けて東南東進していた。

甲板員B<sub>1</sub>は、C船の横抱き作業を開始するに当たり、船長Bと操船を交替し、その後B船の船首を北北西方に向けて主機を中立運転とした。

船長B及び甲板員B<sub>2</sub>は、B船の甲板上に出て、C船の横抱き作業を開始し、C船をB船の右舷側に固縛した後、操舵室に戻った。

B船引船列は、引き続き甲板員B<sub>1</sub>が操船に当たり、船長B及び甲板員B<sub>2</sub>は、操舵室後部で作業を行い、約0.6knの速力で北北西進中、甲板員B<sub>1</sub>が右舷船首方至近にA船を認め、主機を後進運転としたものの、C船とA船とが衝突した。

	<p>B船引船列は、自力で航行して玉島9号泊地に向かった。</p> <p>船長Aは、汽笛を使用して音響信号による注意喚起を行ってれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び甲板員B<sub>1</sub>は、C船の横抱き作業を始める前にレーダーで周囲を確認した際、周囲に船舶を認めなかった。</p> <p>B船の乗組員は、C船の横抱き作業中、同作業に意識が向いており、また、同作業が終了した後も周囲を確認しなかったため、右舷方から接近してくるA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B社取締役は、甲板員B<sub>1</sub>がB社に入社して2年が経過し、横抱き作業にも慣れてきた頃なので、引船の船長として乗船できるように教育を行うよう船長Bに指示していた。</p> <p>船長Bは、甲板員B<sub>1</sub>が小型船舶操縦免許の取得を目指しており、B社取締役からの指示もあり、令和6年3月ごろから横抱き、離岸及び着岸作業中の操船をさせていた。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）では、海上交通安全法（昭和47年法律第115号）に基づく航路（港則法（昭和23年法律第174号）に基づく港内）を航行するときは、小型船舶操縦者は自己操縦<sup>*1</sup>を行わなければならない旨が定められている。</p> <p>B船には、VHFが備えられていなかった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、西進中、船長Aが、B船はA船の存在に気付いていると思いき、衝突を避ける措置を採らなかったことから、B船引船列のC船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船引船列が針路を保持したまま、減速又は停止を繰り返しているように見えた際、B船の操舵室付近に向けて探照灯の照射による注意喚起を行ったことから、B船はA船の存在に気付いていると思ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、A船の船首方約1,000mにB船引船列を認めた際、B船の意図を確かめようとして、VHFでB船を呼び出したものの、応答がなかったことから、続いてB船の操舵室付近に向けて探照灯の照射による注意喚起を行ったものと考えられる。</p> <p>B船引船列は、北北西進中、甲板員B<sub>1</sub>が、周囲の見張りを適切に行わなかったことから、右舷方から接近してくるA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長B及び甲板員B<sub>1</sub>は、C船の横抱き作業が行われている中、同作業に意識が向いており、また、同作業が終了した後も周囲を確認しなかったことから、右舷方から接近してくるA船に気付かなかったも</p>

\*1 「自己操縦」とは、小型船舶操縦免許証を受有する者自らが操縦することをいう。

	<p>のと考えられる。</p> <p>船長B及び甲板員B<sub>1</sub>は、C船の横抱き作業を始める前に0.5Mレンジに設定したレーダーで周囲を確認した際、A船との距離が0.5M以上離れていたことから、A船を認めなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bは、甲板員B<sub>1</sub>が小型船舶操縦免許の取得を目指しており、B社取締役からの指示もあったことから、横抱き、離岸及び着岸作業中の操船をさせていたものと考えられるが、船長Bが自ら操縦しなければならなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、水島港において、A船が、西進中、B船引船列が北北西進中、船長Aが、B船はA船の存在に気付いていると思い、衝突を避ける措置を採らなかったため、また、甲板員B<sub>1</sub>が、周囲の見張りを適切に行わなかったため、右舷方から接近してくるA船に気付かず、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>A社は、本事故後、再発防止策として、自社管理の各船乗組員に対して訪船し、次のとおり注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時、適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船舶間のコミュニケーションをとること。</li> <li>・ 安全な速力を維持すること。</li> <li>・ 他船と接近しそうになったら、VHF、汽笛、サーチライト等有効な手段全てを活用すること。</li> <li>・ 早めに余裕を持って減速、停止すること。</li> </ul> <p>B社は、本事故後、再発防止策として、次のとおり乗組員に対して指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航路に近い場所では横抱き作業を行わないこと。</li> <li>・ 横抱き作業を行う場合であっても、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、操船意図が不明な船舶などに対して注意喚起信号を行う場合、探照灯の照射のみでは気付かないことがあるので、汽笛による音響信号を併せて行うとともに早めに衝突を避ける措置を採ること。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、港内においては無資格者に操船をさせないこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

